

学校教育目標
心豊かでたくましく、自ら学び、自ら考え、実践する一倉の子どもを育てる。

いじめ防止目標・基本認識・定義

【目標】 いじめを許さず、みんな協力し、安心して生活できる学級や学校をつくらうとする子どもの育成

【基本認識】 「一件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」

【いじめの定義】 「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

家庭・地域との連携

- ・PTA
- ・学校評議員
- ・まちづくり協議会
- ・公民館、自治会
- ・民生児童委員
- ・スクールガード
- ・喜入地域幼稚園・保育園等
- ・喜入中学校

いじめ防止対策委員会

毎月1回実施

【目的】 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために本組織を設置する。

【活動内容】 年間計画の作成及び検証、いじめの相談・通報の窓口、情報収集と記録・共有、いじめへの対応等

【組織構成】 校長、教頭、生徒指導係、関係担任、養護教諭、その他必要に応じ関係者及び外部専門家、SSW、SC

関係機関等との連携

- ・市教育委員会（青少年課）
- ・南警察署
- ・喜入交番
- ・SSW
- ・鹿児島市子ども福祉課
- ・NETポリス鹿児島

【教育活動の重点】

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【児童の主体的な活動】

児童がいじめを自分たちの問題と考え、主体的に話し合う機会をつく

いじめの防止

【教職員の取組】

「いじめは人間にとって絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。全教育活動を通して、児童の社会性を育み、豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養うと共に、豊かなコミュニケーション能力を育む。分かりやすい授業に努め、一人一人が活躍できる集団づくりに努める。また、指導の在り方には細心の注意を払い、体罰や暴言があつてはならない。児童の自己有用感や自己肯定感を育む。

【児童の取組】

学級会や児童会等では、いじめ問題を主体的に話し合う。また、1年生を迎える会や全校遊び、集会活動等を通して、仲間意識を深める。

【保護者の取組】

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識のもと、我が子とのコミュニケーション、他の保護者や学校の連携を図る。家庭においては、規範意識を養うための指導に努め、学校が講ずるいじめ防止の措置に協力する。

【生徒指導体制】

全職員で毎月1回子ども様子について情報交換し、課題を共有し、全校態勢で共通実践する。

【相談体制】

- ・個別面談（4月）
- ・教育相談日

【職員研修の重点】

道徳教育の研修を通して、いじめ防止に関わる取組や心の教育の充実を図る。

いじめの早期発見

【教職員の取組】

「いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを共通認識し、定期的なアンケートや教育相談、日頃の児童の様子や日記、個人面談や家庭訪問等で収集した些細な情報であっても全教職員で共有する。相談しやすい雰囲気を醸成する。保護者アンケートのいじめに関する結果も活用する。

【児童の取組】

「傍観者は加害者と同じである。」ことを認識し、友だちの変化や問題に気付いたら、担任や親に知らせる。

【保護者の取組】

教職員同様、「いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを認識し、子どもとの関わりを通して、いじめを積極的に認知しようとする。

いじめに対する措置

【教職員の取組】 いじめ防止対策委員会を中心に組織で速やかに対応し、被害児童を守り通し、加害児童には毅然とした態度で指導する。被害児童には、継続的なケアを、加害児童には、継続的な指導及び支援を行う。

【児童の取組】 児童会を中心にいじめ撲滅や命の大切さについて呼びかけたり、子ども同士で悩みを聞き合ったりする活動等を行う。

【保護者の取組】 家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関と連携する。

I いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、全校で一体となった継続的な取組を実践する。

- 1 自己実現への意欲化
 - (1) 自己理解・自立のための活動を設定する。
 - (2) 自己肯定感を持たせる努力をする。
- 2 学級活動・集団活動の活性化
 - (1) 学級や学校の人間関係に関心を持ち、集団の関わりに配慮して指導にあたる。
 - (2) 互いのよさやちがいを認め合う活動を取り入れ、共感的人間関係や信頼関係の構築を図る。
 - (3) 目的を明確にした取り組み、その過程を大切にする活動を行う。
 - (4) 共同の体験ができる集団活動を重視する。
 - (5) 学級・学校生活の向上を目指す活動のプランを作成する。
- 3 信頼関係の構築
 - (1) 全教育活動を通して、教児の「何でも話せる」信頼関係の構築に努める。
 - (2) P T A活動や学校行事、日頃の連絡などを通して、保護者との信頼関係の構築に努める。
 - (3) 地域や関係機関と連携を図り、密な情報交換を行う。

II いじめの早期発見の取組

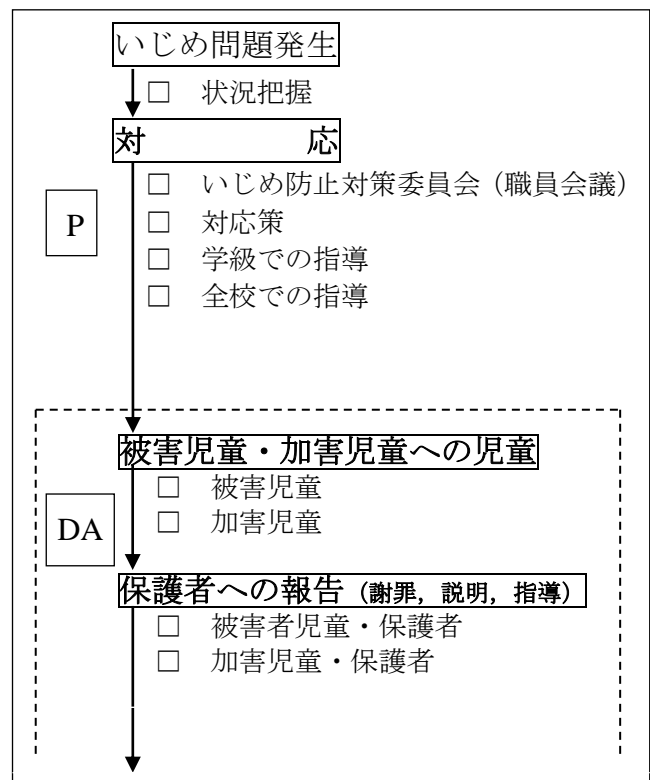
いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し子どもの些細な変化に気づく力を高める取組を推進する。
「いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを共通認識し、些細なことであっても「いじめではないか」という疑いを持って、早期段階から関わりをもつ。

- 1 取組内容
 - (1) アンケート（学校楽しいーと）等の実施（各学期1回、6月・11月・2月の第2週）
 - (2) 児童または保護者との定期教育相談（「教育相談」参照）
 - (3) 日頃の観察や日記等による情報収集
 - (4) 職員会議、職員朝会等での情報の共有化
 - (5) 職員研修での「いじめ対策必携」等の活用
 - (6) 学校便り、通信等による学校からの情報発信

III いじめに対する措置

いじめがあることが、確認された場合、いじめ防止対策委員会を中心に組織で迅速に対応し、被害児童を守り通し、加害児童には毅然とした態度で指導する。被害児童には、継続的なケアを、加害児童には、継続的な指導及び支援を行う。

- 1 「いじめ問題」の発見をする。
 - 児童、保護者からの訴え
 - アンケート等による発見
 - 日記、日頃の観察による教師の発見等
- 2 迅速な対応に努める。
 - (1) 事実関係を把握し、報告する。
担任→生徒指導係→教務→教頭→校長
 - (2) 共通理解し、今後の対応について考える。
 - いじめ防止対策委員会で検討する。
(必要に応じ職員会議)
 - 校長の指導
- 3 被害児童・加害児童への指導をする。
状況によっては学級及び全体への指導をする。
担任、生徒指導係
- 4 保護者への対応
担任、生徒指導係、教頭
 - (1) 被害児童保護者
 - 事実関係とこれまでの指導の経過、今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。



(2) 加害児童保護者

- 事実関係を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

5 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。

管理職（校長・教頭）→PTA会長

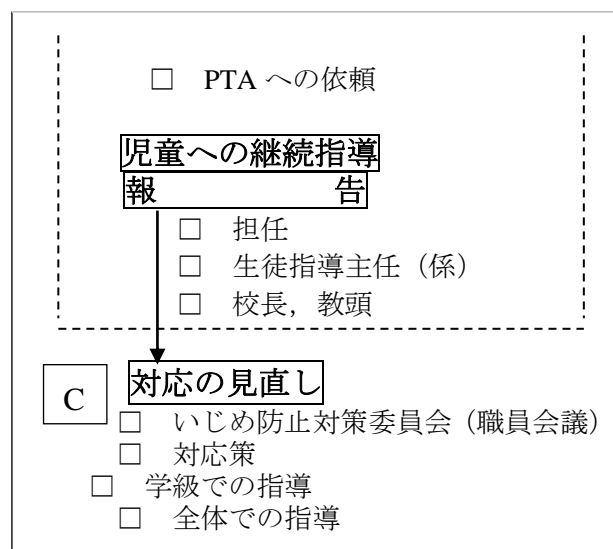
（全体PTAの実施）

6 指導を継続する。随時、指導の経過を報告する。

担任→生徒指導係→管理職（校長・教頭）

7 事態が改善されない場合、再度、対応策を検討し、対応する。事例によっては関係機関と連携する。

学校→関係機関



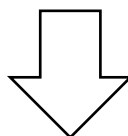
【関係機関連絡先】

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島南警察署	269-0110
喜入交番	345-0014
NETポリス鹿児島	070-5418-4239
鹿児島市子ども福祉課	216-1260

IV 緊急時の教育委員会への連絡（管理職）

【第1報】

- 1 事故等の概要（いつどこでだれがだれに何をどのように）
- 2 学校の対応
- 3 現在の児童の様子
- 4 対処のために連携した関係機関とその内容
- 5 学校の見解
- 6 この件に関する教育委員会からの質問への回答



【第2報】

- 1 時系列で報告書を作成
- 2 教育委員会へ報告
- 3 今後の対応について教育委員会と連携

市教育委員会青少年課とは随時連絡を取りながら、方策をたて、対応していく。